

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新発田市

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.4 %
全職員	67.4 %

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.7 %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	96.0 %

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.6 %
31～35年	97.4 %
26～30年	95.8 %
21～25年	93.8 %
16～20年	88.0 %
11～15年	96.1 %
6～10年	91.4 %
1～5年	89.3 %

### 【説明欄】

- ・算定にあたっては、週の勤務時間の定めのない代替パート職員は対象外としている。
- ・短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員については、正規の勤務時間で働く職員との均衡を図るため、個々の勤務時間数に応じて人数比率の換算を行っている。
- ・2.(1)「本庁部局長・次長相当職」の区分には女性職員がいないため差異は公表していない。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女比がほぼ5:5であるのに対し、「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の男女比は2:8である。また、全職員のうち、男女の各職員総数に占める短時間勤務の再任用職員及び会計年度任用職員の割合は、男性が2.3%、女性が17.0%であり、男女の給与の差異に影響している。
- ・扶養手当、住居手当の総支給額に対する男女比は、男性の方が高く給与の差異に影響している。
- ・県費職員（割愛採用）の勤続年数については、前職を含んだ勤続年数として算出している。
- ・勤続年数1～5年の区分については、社会人枠から高校卒枠の採用であり、男女比は4:6であるが、社会人枠の男性職員は扶養手当を受給することが多く、給与の差異に影響している。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。